

	A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
Ⅲ 年金	<p><b>【新しい年金制度の創設】</b> 「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する</p> <p>○ <b>所得比例年金(社会保険方式)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職種を問わず全ての人と同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付</li> <li>・ 保険料は15%程度(老齢年金に係る部分)</li> <li>・ 納付した保険料を記録上積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出</li> </ul> <p>○ <b>最低保障年金(税財源)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低保障年金の満額は7万円(現在価額)</li> <li>・ 生涯平均年収ベース(=保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする</li> <li>・ 全ての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度とする</li> </ul>				
	<p><b>【現行制度の改善】</b></p> <p>○ <b>最低保障機能の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低所得者への加算</li> <li>・ 障害基礎年金への加算</li> <li>・ 受給資格期間の短縮</li> </ul> <p>〔0.6兆円程度〕</p> <p>※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動</p> <p>※ 上記金額は、年収65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円(7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差)を加算する等の前提</p>	<p>○ <b>高所得者の年金給付の見直し</b></p> <p>低所得者への加算と併せて検討 なお、公的年金等控除を縮減することによって対応することについても併せて検討</p> <p>※ 高所得者の年金給付の見直しについては、減額対象者によって財政規模が変動</p> <p>※ 仮に、年収1,000万円以上から減額開始(1,500万円以上は公費負担分を全額減額)とすると▲450億円程度公費縮小</p>	<p>国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、実現に取り組む</p>	<p>税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出</p> <p>↓</p> <p>順次実施</p>	<p>～0.6兆円程度</p>

(注2)

		A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
Ⅲ 年金 (注2)	● 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大  → 例えば雇用保険並びにまで拡大すると、約400万人	● 第3号被保険者制度の見直し ・新しい年金制度の方向性(二分二乗)を踏まえつつ、不公平感を解消するための方策について検討	○ マクロ経済スライド ・世代間の公平等の観点から見直しを検討 ・仮に、特例水準を3年間で解消すると、年金額が▲2.5%削減され、毎年0.1兆円程度公費縮小 ・その後、単に毎年▲0.9%のマクロ経済スライドをすれば、毎年0.1兆円程度の公費縮小 ※ 物価・賃金が上昇した年のマクロ経済スライドの発動による給付抑制は、現行制度で織り込み済み	2012年以降速やかに 法案提出  ↓ 順次実施		
	● 在職高齢年金の見直し ・60歳代前半の者に係る調整限度額を、60歳代後半の者と同じとすることを検討					
	● 産休期間中の保険料負担免除		● 標準報酬上限の引上げ ・健康保険制度を参考に見直しを検討			
	● 被用者年金の一元化  (●は公費への影響なし)					
	【業務運営の効率化】 業務運営及びシステムの改善					
年金計	充実計 (2015年)	0.6兆円程度 (改革の内容により変動)	重点化・効率化計 (2015年)	影響額は改革の内容により変動	~0.6兆円程度	~0.7兆円程度

**2015年度の上記の所要額(公費)合計 = 約2.7兆円程度**  
 (充実3.8兆円程度、重点化・効率化~▲1.2兆円程度を一つの目途)